平成２３年（フ）第４０１号
愛知県一宮市大毛字南新開35番地
債務者　日野　好雄
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４１０号
愛知県岡崎市真伝２丁目７番地12　ガーデンヒルズＮ202、旧住所名古屋市中村区則武２丁目19番８号　名駅アイリス弐番館901号
債務者　新井友海こと　朴　　友海
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６６号
愛知県刈谷市東新町４丁目11番地５　ＳＯＣＩＯ刈谷東新町Ａ―510号
債務者　寺田　道裕
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
愛知県岡崎市稲熊町字後田３番地２　松原マンション１Ｃ
債務者　松本　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７２５号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番２―304号、前住所大阪府柏原市旭ケ丘３丁目14番25―206号
債務者　等倉　克昌
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２６号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番２―304号、前住所大阪府柏原市旭ケ丘３丁目14番25―206号
債務者　等倉　周子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２１０号
堺市西区草部1021番地10棟110号
債務者　畑村　信子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
岡山県浅口市鴨方町小坂東141番地
債務者　遠藤　忠雄
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
広島県府中市土生町612番地34、旧住所広島県神石郡神石高原町上野甲219番地
債務者　ブーベルこと　迫　　穂澄
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２７２号
広島県福山市引野町5726番地　ベイサイド沖浦Ｂ、旧住所広島県福山市曙町６丁目12番27号
債務者　中島　敏弘
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３５３号
香川県高松市勅使町279番地１　サンマリービル202号室
債務者　笠井　　勇
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５３号
大分県日田市城町２丁目８番47号　フリィーデンハイム202号
債務者　後藤　彩子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１４０号
北海道室蘭市小橋内町１丁目17番19号
債務者　石村美代子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５０９号
茨城県常陸大宮市野中町3124番地の13、旧住所茨城県常陸大宮市鷹巣2570番地の２
債務者　河野　良徳
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５１６号
茨城県常陸大宮市上大賀726番地
債務者　田村　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５２８号
茨城県鉾田市飯島344番地12
債務者　長峰　　隆
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５３０号
茨城県常陸大宮市泉325番地の３　シティハイムイズミＡ202
債務者　藤田めぐみ
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
水戸地方裁判所